

平成23年4月20日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成22年(ネ)第3672号 不当利得返還請求控訴事件（原審・神戸地方裁判所姫路支部平成22年(ウ)第379号）

口頭弁論終結日 平成23年2月23日

判 決

東京都千代田区大手町一丁目2番4号

控訴人（被告） プロミス株式会社

代表者代表取締役 久 保 健

訴訟代理人弁護士   

同    

同    

同    



被控訴人（原告）    

訴訟代理人弁護士 天 野 泰 文

同 田 村 貴 司

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は、控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

原判決を次のとおり変更する。

被控訴人の請求を棄却する。

第2 事案の概要

- 1 本件は、貸金業を営む控訴人の顧客であった被控訴人が、控訴人と被控訴人間の金銭消費貸借取引について、利息制限法所定の利率で計算すると過払いであり、かつ、控訴人は、過払金につき、悪意の受益者であるとして、控訴人に対し、過払金及び利息金の支払いを求めた事案であり、原判決は、被控訴人の請求を認容した。
- 2 本件の前提事実並びに争点及び当事者の主張は、原判決「事実及び理由」中の第2の2及び3（1頁末行ないし4頁2行目）記載のとおりであるので、これを引用する。ただし、2頁末行の「貸金業法」を「平成18年法律第115号による改正前の貸金業の規制等に関する法律（以下で「貸金業法」と略称する時は、同法律を指す。）」に改め、3頁6行目の「（平成18年法律第115号による改正前のもの。以下同じ。）」を削除する。
- 3 控訴人の当審主張の要旨は、以下のとおりである。
 - (1) 原判決は、控訴人が証拠提出した契約書履歴やATM領収書等について、被控訴人に同内容の記載がある契約書等の各書面が交付されたことを推認することはできないとしたが、これらの再現は正確なものであるし、被控訴人から具体的な違いが指摘されているわけでもない。
 - (2) 第1取引ないし第4取引は、利率を除けば基本契約が異なり、中断期間も長いから、4つの取引が事実上一個の連続した貸付取引であると評価するほどの要素があるとはいえない。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所の判断は、以下に付加訂正するほかは、原判決「事実及び理由」中の第3（4頁3行目ないし8頁8行目）記載のとおりであるので、これを引用する。
 - (1) 4頁16行目の末尾に以下のとおり加える。

「（なお、貸金業者が利息制限法の制限超過部分を貸金業法の施行日（昭和

58年11月1日)よりも前に受領した場合は、当該貸金業者は、制限超過部分を受領できる法律上の根拠を欠くことを当然認識していたというべきであるから、悪意の受益者(民法704条)に該当すると解される。)」

(2) 4頁17行目の「本件取引については」を「本件取引のうち、貸金業法の施行日より前のものについては、控訴人は悪意の受益者にあたるが、それ以降の本件取引については」に改める。

(3) 5頁9行目の「乙1ないし7」を「乙1ないし9」に改める。

(4) 6頁5行目ないし7行目を以下のとおり改める。

「キ 控訴人と被控訴人間では、その取引の間に複数回にわたって基本契約書(限度借入基本契約書、ローン基本契約書等の表題が付されている。)が作成されている。

これらの契約書は、極度額や利率が変更された場合に作成されるものが多く、取引の中断や再開の都度作成されているものではない(乙2ないし7, 乙8の2, 乙10の1, 乙11はいずれも、取引の継続中に作成され、取引が中断し、再開時に作成されたものは、乙8の1, 乙9のみである。また、平成2年2月8日, 同月7月30日, 平成5年8月16日, 同年10月15日, 平成15年5月15日等は、いずれも取引が中断した後に再開された日であるが、この時に作成された契約書は見当たらない。)。)」

(5) 7頁17行目ないし19行目の「③本件取引における契約条件の変更は、被告が同一の基本契約に基づくものであると自認する取引の継続中にも行われていたこと」を「③本件取引において、基本契約書が何度か作成されているものの、上記認定に照らせば、これらの契約書の作成は、取引の中断や再開と常に連動するものではなく、極度額や利率など、契約条件の一部が変更される際に作成されていたにすぎないこと、④控訴人と被控訴人間の取引は約30年に及び、それと比較すると中断期間は相対的に短期間であること」

に改める。

- 2(1) 控訴人は、控訴人が証拠提出した契約書履歴やＡＴＭ領収書等について、これらの再現は正確なものであるし、被控訴人から具体的な違いが指摘されているわけでもないと主張する。

しかし、ＡＴＭ領収書等は再現にすぎないうえ、仮にこれらが被控訴人に交付されたとしても、①控訴人と被控訴人間の取引のうち、貸金業法施行前のものについては、同法４３条１項の要件を満たす余地はなく、②その後の取引についても、証拠（甲１）によれば、被控訴人は、昭和６１年ころまでは、銀行振込で弁済することも多く、平成１６年ころからは提携ＣＤ（提携他社のＣＤを指す趣旨と解される。）で弁済することが多かったところ、これらの弁済の際に書面を交付したかどうか、交付したとすればどのような書面を交付したかについては、控訴人から何の立証もない（なお、店頭での弁済についても、控訴人は同法１８条１項所定の事項を記載した書面を交付していたと主張するが、実際にどのような書面を交付したかは何ら立証しない。）。

そうすると、控訴人の当審主張を踏まえても、控訴人と被控訴人間の取引においては、貸金業法４３条１項を適用する余地のない取引や同法４３条１項の要件を満たすとは認められない弁済が多数あったことは明らかであり、被控訴人との取引について、控訴人に同法４３条１項の要件を満たすとの認識を有し、このような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があると認めることはできない。

- (2) 控訴人は、第１取引ないし第４取引は、利率を除けば基本契約が異なるうえ、中断期間も長いから、４つの取引が事実上一個の連続した貸付取引であると評価するほどの要素があるとはいえないと主張する。

しかし、基本契約の有無が取引の中断や再開と連動するものではないことは、補正のうえ引用した原判決のとおりであるし、本件の中断期間も取引期

間に比べれば相対的に短期にとどまるのであって、これらの点も総合すれば、
事実上一個の連続した貸付取引と評価できるものであるから、採用できない。

第4 結論

よって、原判決は相当であるから、本件控訴を棄却することとし、主文のと
おり判決する。

大阪高等裁判所第11民事部

裁判長裁判官 前 坂 光 雄

裁判官 菊 池 徹

裁判官 前 原 栄 智

これは正本である。

平成23年4月20日

大阪高等裁判所第11民事部

裁判所書記官

藤

田

可

奈

